

公益財団法人長谷川留学生奨学財団 2018年度（第15期生）奨学生

公益財団法人 長谷川留学生奨学財団（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「公益財団法人 長谷川留学生奨学財団2018年度（第15期生）奨学生募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 2017年度において休学（秋学期に復学した者を除く）、原級、在籍原級、留籍をしていないこと、また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。 (4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。 (5) 2017年度に一斉面接を受験していること。 (6) 直近のG P Aが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上であること（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）。
学内締切（厳守）	<h3 style="color: red;">2017年10月26日（木）</h3> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室（駿河台、生田、和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」「6.応募手続き」に記載の提出書類のうち、「(1)申請書類（写真不要）」、「(6)現在の研究テーマを有する場合にはその研究概要の書類、資料」を提出してください。（その他の提出書類は学内選考合格者のみ提出していただきますので、事前に準備をすすめてください。）</p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 応募に際しては必ず、「募集要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。 (5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）</p>

公益財団法人 長谷川留学生奨学財団 2018 年度（第 15 期生）奨学生募集要綱

公益財団法人 長谷川留学生奨学財団（以下「本財団」という）は、本財団奨学金により、都内の大学において勉学・研究を行うアジアからの外国人留学生を下記により募集いたします。

《記》

1. 趣旨

本財団の奨学金制度は、東京都内に在住し、都内の大学に在籍するアジアからの留学生に対し、奨学金の援助を行い、より充実した勉学・研究を継続させることにより、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 応募者の資格

- (1) アジア各国からの留学生
- (2) 都内の私立、国公立大学に在籍し、学長または学部長の推薦を得た者
- (3) 都内に在住の留学生
- (4) 受給期間が 1 年未満の留学生は応募できません。

3. 募集人数 30 名前後

短大生 2 年生 (2018 年 4 月現在)
大学生 2 年生以上 (同 上)
大学院生

4. 支給期間及び支給金額

(1) 支給期間

- ① 短期大学生 1 年間
- ② 大学生 2 年間(4 年次から受給の者は 1 年間、但し修士課程進学の場合は 2 年間)
- ③ 修士課程 2 年間(2 年次から受給の者は 1 年間、但し博士課程進学の場合は 2 年間)
- ④ 博士課程 2 年間(3 年次から受給の者は 1 年間、但し医、歯、獣医学系の者で、3 年次から受給の者は 2 年間、4 年次から受給の者は 1 年間、薬学系で 4 年課程の者は医、歯、獣医学系の者に準ずる。)

(2) 支給金額

- | | |
|------------|--------------|
| ① 大学院生 | 月額 100,000 円 |
| ② 大学・短期大学生 | 月額 80,000 円 |

5. 選考

(1) 選考方法

- ① 推薦内容審査 内容：選考委員会による推薦内容の審査
- ② 面接試験 内容：選考委員会による面接試験（勉学への意欲など、人物中心）

実施時期 2018年1月中旬頃（別途通知）

(2) 選考結果

選考結果については、推薦者である各大学の学長または学部長を通じて通知する。

6. 応募手続

奨学生志願者は下記の書類を在籍する大学を通じ、本財団事務局に2017年11月24日（金）までに提出のこと。

提出された書類は一切返却しない。

- (1) 申請書類（所定の用紙による）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1通
- (2) 写真（最近6ヶ月以内に撮影したもの6×4cm上半身・正面・脱帽）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2枚（1枚は申請書に貼付）
- (3) 在籍大学既修成績証明書（評価基準付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1通
《修士課程・博士課程前期の1年次の方は、大学4年生時の成績証明書》
- (4) 出身国最終学歴における成績証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通（写しでも可）
- (5) 在籍大学の学長または学部長の推薦状（所定の用紙による）・ 正本1通
- (6) その他専攻により現在の研究テーマを有する場合はその研究概要の書類、
資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (7) 資格等取得している方は、取得証のコピー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

（注1）提出書類は日本語または英語により作成する。

（注2）申請書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、また付属書類が完全に揃っていない場合は受理しない。

7. 奨学金支給の休止、停止及び廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の支給を休止、停止又は廃止することがある。

- (1) 奨学生が休学又は長期に渡って欠席したときは、奨学金の支給を休止する。
- (2) 奨学生の学業又は素行などの状況により、指導上必要があると認めるときは奨学金の支給を停止する。
- (3) 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の支給を廃止する。
 - ① 留年したとき。
 - ② 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
 - ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
 - ④ 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき。

8. 注意事項

- (1) 本奨学金は、あくまで奨学生本人の日本における勉学・研究を奨励支援するために支給するものであり、奨学生においては、支給目的に沿わない使い方をしないよう十分心がけること。
- (2) 奨学金の受給条件に変化が生じたときは、速やかに届けること。
- (3) 奨学生は留学期間中、日本語学習、専門の勉学・研究以外に、日本及び東京に対する理解を深めるように努めなければならない。
- (4) この要綱に記載してある事項について、不明な箇所又は他に疑問があれば本財団に文書で照会のこと。

以上